号外第四十三号

平成 二十六年 (金曜日)

目 次

公安委員会

運転適性検査業務取扱規則の一部を改正する規則...... (運転免許課) ... |

公 安 委 員

運転適性検査業務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成二十六年五月三十日

青絑県公安委員会委員長 今 井 高 志

青森県公安委員会規則第八号

青

運転適性検査業務取扱規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 運転適性検査業務取扱規則 (昭和四十二年三月青森県公安委員会規則第二号) の 一

金曜日

の四」に改める。 十条第八項又は第百三条第六項の規定に基づく適性検査の受検又は医師の診断書の提 第一条中「第一〇五号」を「第百五号」に改め、 法」を加え、 「第一〇二条及び第一〇七条の四」を「第百二条又は第百七条 法」 という。)」の下に「第九

) 平成26年5月30日

に法第一〇七条の四第一項」を「第百二条第四項若しくは第五項又は第百七条の四第 |条第一項」 項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第一〇二条第一項」 第二条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第一○二条第四項及び第五項並び に改め、 同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。 を「第百

(1

> 診断書の提出を命ぜられた者 法第九十条第八項又は第百三条第六項の規定により適性検査の受検又は医師の

条第三号」を「第二条第四号」に改める 第六条第一項中 「第二条第二号」を「第1 |条第三号] に改め、 同条第二項中「第二

同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。 条第一号」を「第二条第二号」 第四号」を「別記様式第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第二 第二項中「第二条第二号及び第三号」を「第二条第三号又は第四号」に、 第七条の見出しを「 (適性検査等の命令及び臨時適性検査の通知) 」に改め、 に 「別記様式第三号」を「別記様式第五号」に改め 「別記様式

号) 又は診断書提出命令書 (別記様式第四号) により行うものとする。 第二条第一号に該当する者に対する命令は、適性検査受検命令書 (別記様式第三

「別記様式第七号」に改める。 第九条第四項中「第二条第三号」を「第二条第四号」に、 「別記様式第五号」 を

第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。 (医師の届出)

出その他本部長が別に定める方法により行うことができるものとする。 法第百一条の六第一項の規定による届出は、届出書 (別記様式第八号) の提

提出その他本部長が別に定める方法により行うことができるものとする。 法第百一条の六第二項の規定による確認の要求は、要求書 (別記様式第九号)

の

のとする。 前項の要求を受けた公安委員会は、回答書 (別記様式第十号) により回答するも

3

により行うものとする。 法第百一条の六第四項の規定による通知は、 届出移送通知書 (別記様式第十一号)

(運転免許の効力停止処分の解除等)

第十一条 は 運転免許の効力停止処分解除通知書 法第百四条の二の三第一項の規定による運転免許の効力の停止処分の解除 (別記様式第十二号) により行うものとす

様式第十三号) により行うものとする。 法第百四条の二の三第二項の規定による弁明の機会の付与は、 弁明通知書 (別記

記様式第三号を別記様式第五号とし、別記様式第二号の次に次の二様式を加える。 別記様式第五号を別記様式第七号とし、別記様式第四号を別記様式第六号とし、 別

Ä

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第3号(第7条関係)

33HU - 1423 0 3
Ş
,

氏名 住所 道路交通法第 が適 ˡ; 祭網 は後 項の規定により、下記のとおり適性検査の受検を | Tok 礟 M/4 & は徐徳 青森県公安委員会 ∌⁵⁵ **⋥**∳[‡] $\mathbb{H}_{\mathbb{H}}$ 併 Ш Ш

氏名

礟

命じます。 なお、この命令に違反して、適性検査を受けない場合は、運転免許の取消し

又は効力の停止の処分を受けることとなります。

その他必要な事項 適性検査を行う場所 適性検査を行う理由 適性検査を行う期日 併 \mathbb{H} Ш 4 平 分

> 住所 ¬₩<u>¬</u> 严 I#; が提 ₩ŝ ∌85

> > **₽**

 $\mathbb{I}_{\mathbb{H}^{\mathbb{T}}}$

併

Щ

Ш

別記様式第4号(第7条関係)

青森県公安委員会

又は効力の停止の処分を受けることとなります。 なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の取消し 道路交通法第 項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。 条第 項の規定により、道路交通法施行規則第 条の

診断書の提出を 命ずる理由 診断書の提出期限 年 月 日				
H	その他必要な事項	診断書の提出期限	ずる理	断書の提出
		月		
		Ш		

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

注

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第七号の次に次の六様式を加える。

別紙様式第8号(第10条関係)

1134	描	旅		琳	珊		Ī				道	声森		
参考事項	长	为名	生年月日	氏 名	フリガナ	住 所					路交通法第1	青森県公安委員会		
							氏 名	医療機関	住 所	届出医師	道路交通法第101条の6第1項の規定により届け出ます。	票		田 吐
				-							出ます。		年 月	
				男・女			田田						ш	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

電話番

卓

严

在

푈

 \dashv I

(回答書送付先)

生年月日

件

田

Ш

医療機関名

要 永 書 2項の規定により確認を求めます。 要求医師 住 所 医療機関 氏 名	者氏名	患 フリガナ	住 所			道路交通法第	青森県公安委員会		別紙様式第9号(第10条関係)
-	71 · X	H. 7.		医療機関	要求医師	101条の6第2項の規定により確認を求めます。		*	第10条関係)

Ħ

1 この回答書の内容を他人に漏らした場合は、刑法(明治40年法律第45号)

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第134条 (秘密漏示) が適用されます。

	別記様式第10号
ī	(第10条関係)

容

П

1111

併

Д

Ш

礟

1 森県公安委 水 哥

道路交通法第101条の6第2項に基づき、下記のとおり回答します。

画		*	珊
転免許の有無	生年月日	果	帝
有無	Ш	名	把
対象者は、 年 月 日現在、連転知許る □受けた者である。 □受けた者ではない。 ただし、仮運転免許証を受けた者であるかは、不明である。	年月		
^{日 現} 在、 るかは、			
日現在、連転知許を うるかは、不明である。		別	
中 や 。。。	蒙)	男	
		女	

別紙様式第11号(第10条関係)

 \blacksquare H 150 浅 漸

知 1

併 Ш

Ш 卓

徭

公安委員会

礟

青森県公安委員会 픠

道路交通法第101条の6第4項の規定により、下記の者について届出移送通

知書を送付する。

免許証の番号 瘇 \mathbb{H} $\hat{\mathbb{H}}$ 川 淅 ⊞ ₩ 严 徭 $\exists \mathbb{D}$ 公安委員会交付 件 Н Ш

- Ä _ 医師の届出に係る受理票(写)等を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2

 \mathbb{H}

枌

 $\hat{\mathbb{H}}$

严

免許証の番号

舥

声

併

耳

Ш

公安委員会交付

免許の種類

型

⊞

道路交通法第103条第1項第

号に該当しないことが明らか

になったため

注

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする

別記様式第12号(第11条関係)

運転免許の効力停止処分解除通知書

道路交通法第104条の2の3第1項の規定により、下記のとおりあなたの運

Ш 日付けで解除したので通知し

併

#

転免許の効力停止処分を、

青森県公安委員会 Ξ

併

田 Ш

受けた日から起算して5日以内に、下記の場所で弁明することができます。

停止処分について、道路交通法第104条の2の3第2項の規定により、処分を

あなたに対する道路交通法第104条の2の3第1項の規定による運転免許の

青森県公安委員会

田

併

П

Ш

なお、弁明は、代理人をもって行うことができ、弁明の際には有利な証拠を

提出することができます。

青森県運転免許センター

弁明することができる場所

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

注

別記様式第13号(第11条関係)

礟

思 漸 出

伴

1

(裏

弁明の機会の付与に際しての留意事項

弁明は、口頭により行います。

0 ださい。 弁明の機会の付与に関する一切の行為を委任する旨を記載した書面を提出してく させるときは、指定された日までに、代理人の氏名、住所、代理人との関係及び あなたは、あなたに代わり代理人を出頭させることができます。代理人を出頭

ω 載した書面を提出し、主宰者の許可を得てください。 指定した日までに、補佐人の氏名、住所、補佐人との関係及び補佐する事項を記 あなたは、補佐人を出頭させることができます。補佐人を出頭させるときは、

があれば弁明の日時を変更することができますので、処分を受けた警察署又は青 森県運転免許センターに申し出てください。 弁明は、指定された日までに行ってください。ただし、特にやむを得ない事情

なかった場合は、弁明の機会の権利を放棄したものとみなします。 あなた又はあなたの代理人が、正当な理由がなく指定された日までに弁明をし

> 附 則

この規則は、平成二十六年六月一日から施行する。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭

毎週月・水・金曜日発行